土堂小学校　生徒指導規程

学　校　教　育　目　標

志を持ち未来を拓く子どもの育成

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は，本校の教育目標を達成するためのものである。このため，児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第２章　学校生活に関すること

（生活の基本）
第２条　基本的な生活習慣を身に付ける。
（１）話す人の方を向き，目を見て，考えながら聞く。
（２）だれにでも気持ちのよい挨拶をする。
（３）廊下は右側を歩く（教室移動はクラスごとで並ぶ）。
（４）言葉遣いは正しくする（「はい」と大きな返事，やさしい言葉遣いをする）。
（５）集合する時は，無言ではやく集まり整列する。
（６）後始末をきちんとする（ゴミ，ボール，特別教室，体育館等の使用）。
（７）身なりを整える（制服，名札，制帽，体操服，赤白帽子，頭巾，マスク等）。
（８）チャイムで授業開始できるよう，時間を守り，考えて行動する。

（服装）
第３条　身だしなみを整え，気持ちよく学校生活を送ることができるようにする。
（１）服装は次のとおりとする。

> （男子）
> 紺色スモック（１０月～５月），紺色半ズボン（１０月～５月の期間，防寒対策等で長ズボンの着用可），白色シャツ（６月～９月は半袖），紺色帽子，白色ソックス，通学用靴は白色とする。室内用靴は白色とする（つま先部分の色指定はない）。
> （女子）
> 紺色スモック（１０月～５月），紺色スカート（１０月～５月の期間，防寒対策等で長ズボンやタイツの着用可），白色シャツ（６月～９月は半袖），紺色帽子，白色ソックス，通学用靴は白色とする。室内用靴は白色とする（つま先部分の色指定はない）。
> ※５月，１０月を移行期間とする。
> ※儀式的行事の際には，原則紺色スモックを着用する。

（２）登下校時は，制服とする。
（３）名札は学校のお道具箱で保管し，登校後スモックもしくはシャツの左胸の位置に付ける。
（４）体育の授業や体育朝会では，学校規程の半袖または長袖の体操服を着用する。
（５）体育の授業や体育朝会が終わったら，制服に着替える。
（６）４，５，６年生は，男女それぞれの更衣室を利用し，速やかに着替えをする。
（７）給食準備では，制服の上から，給食エプロン，給食帽子，マスクを着用する。
（８）掃除の時間は，頭巾を着用する。
（９）冬季は，スモックの下に，黒や紺等，目立たない色のセーターやトレーナー類を着用してよい。
（10）マフラー，手袋，防寒着等（黒や紺等，目立たない色で華美でないもの）も，気候や体調等に合わせて着用してよい。
（11）長ズボンやタイツを着用する場合，色は黒や紺色を基調とした華美でないもの，ジーンズは不可とする。
（12）学習の妨げにならない髪型にする。髪が肩にかかる場合は，ゴムでくくり，前髪が目にかかる場合はピンでとめる等をする。髪留めは，黒，茶，紺等の目立たない色の飾りが付いていない物とする。

（13）制服，体操服，赤白帽子は，下記の商店で注文・購入をする。

スモック，スカート，半ズボン，帽子	『松岡服地店』	（２２－３３７８）
体操服上下，赤白帽子	『東洋堂』	（２２－３９０５）

（登下校）

第４条　交通ルールやマナーを守り，安全に十分注意する。

（１）指定のバスを使用したり，通学路を歩いたりして安全に登下校する。または，保護者の送迎により登下校する。
（２）バス通学のきまりや徒歩通学のきまり，送迎のきまりを守って登下校する。
（３）公共交通機関の利用の仕方やマナーをしっかり守り，まわりの人に迷惑をかけないようにする。
（４）欠席や遅刻をする場合や体調がよくないまま登校する場合は，７時３０分から８時３０分の間に保護者が学校へ連絡をする。
（５）特別の事情がない限り，授業終了後すぐに，指定のバスや徒歩，保護者による送迎で安全に下校する。
（６）タブレットパソコンを持ち帰る場合，指定のケースに入れランドセルに入れて持ち帰る。登下校の際は，ランドセルから出さない。
（７）ＧＰＳ機能付き携帯電話を学校の許可を得て持参している場合，緊急時以外は登下校時にはランドセルに入れ，ランドセルから出さない。
（８）児童が家に連絡をする場合，担任の許可を得て，職員室の電話を利用する。
（９）学校へ届けている帰宅場所へ寄り道せずに帰る。
（１０）警報発令時の対応は次のとおりとする。
・午前６時の段階で各警報が発令されていた場合は休校とする。
・それ以外の場合は学校から送信する一斉連絡メールを確認する。

（持ち物）

第５条　必要最低限の持ち物で，落ち着いて学校生活を送ることができるようにする。

（１）持ち物すべてに，学年と名前を書く。
（２）授業時間割表や連絡帳を確かめ，学用品は前日に準備し，忘れ物がないようにする。
（３）翌日の時間割にある教科の教材（教科書やノート等）は，家庭で使用しない場合，机かロッカーの中で保管してもよい。
（４）服装を整え，名札，ハンカチ，ティッシュペーパーを忘れずに準備する。
（５）置き傘を準備し，学校に置いておく（傘の色は，黄色が望ましい）。
（６）週末には，室内用靴，給食エプロン，給食帽子，マスク，掃除用頭巾，体操服や歯みがきセットを持って帰り，きれいに洗濯したり消毒したりする。
（７）鉛筆は２Ｂ～ＨＢを使う。シャープペンシルやボールペン，蛍光マーカーペン等は持ってきてはいけない。
（８）文房具はできる限り無地のものを使う。色，柄（形状）は，簡素な物を使う。
（９）筆箱は構造が簡単で丈夫なものを使う。
（10）筆箱の中は，鉛筆，消しゴム，ものさし，赤鉛筆，青鉛筆を入れる。
（11）カバンは原則ランドセルを使う。補助カバンとして手提げ袋を使用する。
（12）学校に不必要な物（お金，キーホルダー，おかし，マンガ等）は持ってきてはいけない。
（13）ＧＰＳ機能付き携帯電話は，学校に届け出を提出し，許可を得て持ってくることができるが，登校後学校で保管し，下校時に児童に返却する。

（健康・安全）

第６条　健康や安全に気を付け，自立した生活を送ることができるようにする。

（１）給食後は歯みがきをする（歯磨き粉はつけない）。
（２）学校でけがをしたり体調が悪くなったりしたら，保健室の養護の先生に看てもらう。
（３）体調が悪くて早退する場合，保護者が迎えにくる。
（４）水またはお茶を入れた水筒を持ってくる（ジュースやスポーツドリンクは不可）。
（５）汗をかく季節や活動がある日は，タオルや着がえを持ってくる。
（６）健康診断で見つかった病気は，早めに治療する。
（７）伝染病にかかった場合，「出席停止」となるため，医師の証明書を提出する。
（８）学校管理下において児童が負傷し，医療費が５０００円以上（保護者負担１５００円以上）かかった場合，日本スポーツ振興センターによる給付金支給の申請をするために学校へ申し出る。

第３章　家庭生活に関すること

（家庭生活）
第７条　家庭生活において，基本的な生活習慣の確立を念頭におき，健康で安全な生活習慣を大切にする。
（１）自転車安全教室は３年生で行う。ヘルメットを着用し，交通ルールを守って自転車に乗る。
（２）１，２年生が自転車に乗る場合，保護者の監督責任のもと安全に気を付けて乗る。
（３）帰宅後，学校で活動する場合，学校にいる時と同じようにルールを守る。
（４）子どもだけで外出する場合，親の許可を得る。
（５）友だちの家では，その家のきまりを守る。
（６）ゲームセンターや大型店へ子どもだけで行ってはいけない。
（７）親の許可なく，ゲーム，本，文房具，カード等の貸し借りや交換をしてはいけない。また，お金の貸し借りをしたり，おごったりしてはいけない。
（８）危険な玩具や場所（道路や駐車場等）で遊ばない。

第４章　特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）
第８条　次の問題を起こした児童で，教育上必要と認められる場合は，特別な指導を行う。
①法令，法規に違反する行為
②本校の学校のきまり等に違反する行為
③指導に従わない等の指導無視及び暴言等
④その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

（反省指導）
第９条　特別な指導のうち，反省指導は次のとおりとする。
①別室での反省（説諭，反省文等）
②面接指導（継続した状況把握）

（附則）この生徒指導規程は，令和５年４月１日から施行する。